

議題 2

令和３年度千葉市学校給食センターの予算
及び事業計画について

令和3年度

千葉県学校給食センターのあらまし



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

千葉県教育委員会学校教育部保健体育課

— 目 次 —

NO.	項 目
1	学校給食の目的、目標について
2	管理運営組織について
	（１）組織図
	（２）所掌事務
	（３）給食センターの概要及び職員数等
	（４）学校給食費
3	千葉県学校給食センター運営委員会について
	（１）運営委員会
	（２）委員名簿
4	令和３年度千葉県学校給食センターの予算及び事業計画について
	（１）特別会計予算
	（２）年間事業計画
	（３）学校別生徒数及び教職員数
5	千葉県学校給食センター設置管理条例
6	千葉県学校給食センター運営委員会規則

1 学校給食の目的、目標について

〔学校給食法〕

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

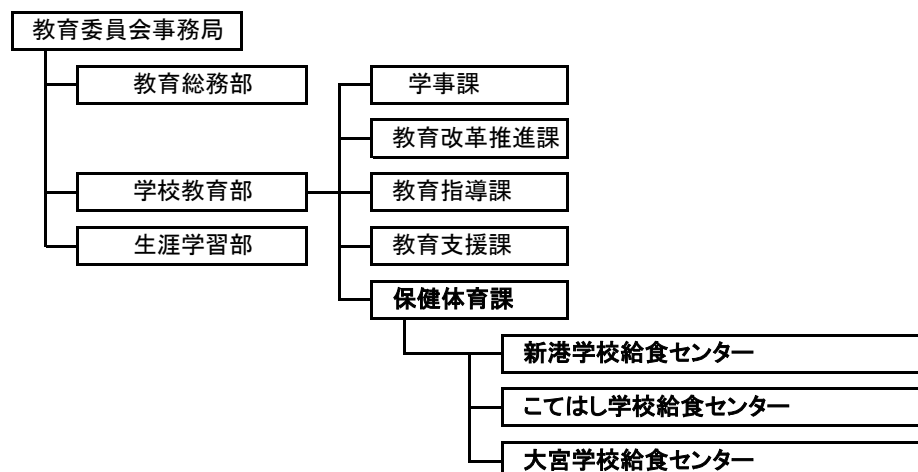
第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

平成27年 6月24日公布
平成28年 4月 1日施行

2 管理運営組織について

(1)組織図



(2)所掌事務

<保健体育課>

① 課の庶務
② 学校体育、学校保健及び学校給食の企画、調査及び研究
③ 学校体育、学校保健及び学校給食に係る指導及び助言
④ 学校の体育関係、保健関係、安全関係及び給食関係の職員の研修
⑤ 体育行事の実施
⑥ 児童生徒の体力・運動能力調査
⑦ 学校体育団体及び学校保健団体の育成及び指導
⑧ 児童生徒の各種検診事業
⑨ 学校環境衛生
⑩ 学校における感染症の予防及び発生状況
⑪ 安全教育(他の部、課等の主管に属するものを除く。)
⑫ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
⑬ 医療扶助費
⑭ 口腔衛生指導
⑮ 児童生徒の交通事故
⑯ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金の徴収及び給付
⑰ 学校給食の栄養及び衛生
⑱ 給食扶助費
⑲ 給食設備の整備
⑳ 学校給食センターの整備
㉑ 給食室設備台帳
㉒ 学校給食センターの予算及び経理
㉓ 学校給食費の徴収(学校給食センターの所管に属するものを除く。)
㉔ 賄材料の調達(学校給食センターの所管に属するものを除く。)
㉕ 学校給食センター運営委員会
㉖ 学校児童生徒結核対策審議会
㉗ 学校心疾患対策委員会
㉘ 学校腎疾患対策委員会
㉙ 学校脊柱側弯症対策委員会
㉚ 学校給食センターとの連絡及び調整

<学校給食センター(3類事業所)>

① センターの庶務
② 給食費の徴収
③ 施設設備の維持管理
④ 食数
⑤ 栄養及び献立
⑥ 賄材料の調達及び検収
⑦ 調理業務
⑧ 配送
⑨ 衛生管理

3 千葉市学校給食センター運営委員会について

(1) 運営委員会

千葉市学校給食センター運営委員会は、千葉市学校給食センター設置管理条例第4条の規定に基づき、学校給食センターの運営に関する事項について審議するため、設置する。

運営委員は15名以内（千葉市学校保健会理事、PTAの代表者、市保健所長、市立学校長、知識経験を有する者）で構成されている。

(2) 委員名簿

任期 令和2年7月1日から令和4年6月30日まで
(令和3年7月1日現在)

NO.	氏 名	所属及び役職名	備考
1	大 野 定 行	千葉市学校保健会理事 (千葉市薬剤師会副会長)	
2	明 妻 紀 子	千葉市学校保健会理事 (千葉市栄養教職員会会長)	新任
3	高 嶋 輝 生	千葉市PTA連絡協議会副会長	
4	江波戸 正 子	千葉市PTA連絡協議会副会長	
5	山 口 淳 一	千葉市保健所長	
6	秋 田 宙 造	千葉市小中学校長会 (千葉市立あやめ台小学校長)	新任
7	荻 原 洋	千葉市小中学校長会 (千葉市立幸町第一中学校長)	新任
8	大 濱 洋 一	一般社団法人 千葉市医師会副会長	
9	小 関 広 行	公益財団法人 千葉県学校給食会常務理事	
10	石 井 良 和	公益社団法人 千葉県栄養士会元理事	

4 令和3年度千葉市学校給食センターの予算及び事業計画について

(1)学校給食事業特別会計

1 歳入 単位:千円

目	節(細節)	学校給食センター			
			新 港	こてはし	大 宮
事業収入	給食費収入	1,439,497	504,755	391,106	543,636
繰入金	繰入金				
雑入	雑入				
国庫支出金	人件費収入(教育給与課収入)				
合 計		1,439,497	504,755	391,106	543,636

2 歳出 単位:千円

目	節(細節)	学校給食センター			
			新 港	こてはし	大 宮
総務費	報酬	11,631			
	旅費	206	22	82	102
	需用費				
	(消耗品費)	1,200	372	419	409
	(燃料費)	115	35	44	36
	(食糧費)	2			
	(印刷製本費)	886			
	役務費				
	(通信運搬費)	570	200	194	176
	(手数料)	237			
	委託料	3,694	994	1,700	1,000
	使用料及び賃借料	1,100	686	207	207
	負担金、補助及び交付金	207	96	94	17
	公課費	2,138			
	計	21,986	2,405	2,740	1,947
事業費	需用費(消耗品費)				
	需用費(賄材料費)	1,444,690	506,576	392,517	545,597
	委託料	1,388,058	430,916	326,731	630,411
	計	2,832,748	937,492	719,248	1,176,008
予備費	予備費	1,000			
合 計		2,855,734	939,897	721,988	1,177,955

※平成30年度から名称が「学校給食センター事業特別会計」から「学校給食事業特別会計」へ変更。
表左:特別会計のうち学校給食センター事業経費を記載。うち、振り分けられるものを各センターへ記載。

(2)年間事業計画予定

令和3年5月1日現在

[illegible]

(3) 学校別生徒数及び教職員数

(令和3年5月1日現在)

	学校名	生徒数	教職員数	計
新港学校給食センター	緑町中	409	29	438
	小中台中	846	46	892
	新宿中	485	31	516
	蘇我中	891	51	942
	轟町中	392	29	421
	千草台中	244	22	266
	幸町第一中	162	20	182
	幕張西中	662	38	700
	都賀中	384	28	412
	高浜中	224	23	247
	幸町第二中	372	27	399
	稲浜中	289	24	313
	打瀬中	796	44	840
	稲毛高校附属中	239	20	259
	真砂中(相談教室含む)	524	39	563
	磯辺中	534	29	563
	高洲中	416	27	443
	高等特別支援学校	95	45	140
	新宿小分教室	178	10	188
	計 19校	8,142	582	8,724
こてはし学校給食センター	花園中学校	861	48	909
	犢橋中学校	184	19	203
	幕張中学校	498	31	529
	稲毛中学校	706	36	742
	こてはし台中学校	312	25	337
	さつきが丘中学校	234	22	256
	草野中学校	452	29	481
	みつわ台中学校	512	31	543
	緑が丘中学校	498	31	529
	天戸中学校	312	26	338
	山王中学校	624	39	663
	朝日ヶ丘中学校	268	24	292
	幕張本郷中学校	573	34	607
	花見川中学校	345	28	373
	計 14校	6,379	423	6,802

	学校名	生徒数	教職員数	計
大宮学校給食センター	加曽利中学校	421	27	448
	末広中学校	228	23	251
	葛城中学校	491	28	519
	椿森中学校	328	27	355
	生浜中学校	679	39	718
	誉田中学校	520	33	553
	松ヶ丘中学校	399	29	428
	白井中学校	98	15	113
	更科中学校	37	13	50
	川戸中学校	152	19	171
	土気中学校	188	20	208
	千城台西中学校	287	29	316
	星久喜中学校	247	30	277
	大宮中学校	148	16	164
	千城台南中学校	251	20	271
	若松中学校	620	38	658
	貝塚中学校	591	33	624
	越智中学校	133	17	150
	泉谷中学校	527	35	562
	土気南中学校	402	28	430
	有吉中学校	747	38	785
	大椎中学校	478	31	509
	おゆみ野南中学校	755	41	796
	計 23校	8,727	629	9,356

合計	学校数	生徒数	教職員数	計
	56校	23,248	1,634	24,882

○千葉市学校給食センター設置管理条例

昭和 42 年 7 月 10 日

条例第 37 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、本市は、千葉市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉市新港学校給食センター	千葉市美浜区新港 62 番地
千葉市こてはし学校給食センター	千葉市花見川区三角町 782 番地
千葉市大宮学校給食センター	千葉市若葉区大宮町 1068 番地 2

(昭和 54 条例 35・昭和 57 条例 39・平成 3 条例 49・平成 17 条例 24・平成 29 条例 22・一部改正)

(事業)

第 3 条 給食センターは、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 2 条に定める目標を達成するため、千葉市立小学校及び中学校の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事務及び事業を行う。

(運営委員会)

第 4 条 給食センターの運営に関する事項について審議するため、千葉市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織)

第 5 条 運営委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

(委嘱又は任命)

第 6 条 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(職員)

第 8 条 給食センターに必要な職員を置く。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月以内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 17 条例 24・旧附則・一部改正、平成 29 条例 22・旧第 1 項・一部改正)

(昭和 42 年教委規則第 2 号で昭和 42 年 7 月 10 日から施行)

附 則 (昭和 54 年 6 月 20 日条例第 35 号)

この条例は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 9 月 22 日条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年規則第 42 号で昭和 57 年 11 月 1 日から施行)

附 則 (平成 3 年 12 月 13 日条例第 49 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 22 日条例第 24 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 8 日条例第 92 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 21 日条例第 22 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

○千葉市学校給食センター運営委員会規則

昭和 42 年 7 月 10 日

教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千葉市学校給食センター設置管理条例（昭和 42 年千葉市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により設置された千葉市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭和 45 教委規則 6・全改)

(運営委員会の委員)

第 2 条 条例第 6 条の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命する運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 千葉市学校保健会理事
- (2) PTA の代表者
- (3) 市保健所長
- (4) 市立学校長
- (5) 知識経験を有する者

(昭和 45 教委規則 6・旧第 5 条繰上・一部改正、昭和 63 教委規則 6・平成 12 教委規則 9・平成 13 教委規則 4・一部改正)

(運営委員会の役員)

第 3 条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 1 名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(昭和 45 教委規則 6・旧第 6 条繰上)

(運営委員会の招集)

第 4 条 運営委員会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭和 45 教委規則 6・旧第 7 条繰上)

(運営委員会の庶務)

第 5 条 運営委員会の庶務は、学校教育部保健体育課において処理する。

(昭和 45 教委規則 6・旧第 8 条繰上、平成 30 教委規則 1・一部改正)

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか運営委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭和 45 教委規則 6・全改)

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 9 月 30 日教委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 30 日教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 6 月 27 日教委規則第 9 号)

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 22 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 26 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。